

第 58 号

妊婦検診とヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチンへ 2012 年度と同水準の公費助成を求める意見書提出の件

1 子どもの保育に格差を持ち込む「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないよう、国に意見書を提出すること

自民党県議団の採決…**継続審査**

妊婦検診に対する公費助成のため、県では、国の助成を受けて「妊婦健康審査支援基金」を積み立て、市町が行う妊婦健康診査費補助を実施してきた。これにより、国が望ましいと定める妊婦一人あたり 14 回の検診について、それまでの 5 回分に加えて、新たに 9 回分の国庫予算が追加されている。

ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチンの接種については、国が創設した「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業」を活用して県に基金を設置し、市町が行う公費助成に対し、補助を行っている。

上記事業はいずれも今年度末を事業終期としており、本請願にある「2013 年度からの一般財源化」が決定された事実はないが、来年度以降の事業継続や、実施に必要な財源確保は現時点ではともに未定です。

また、既に県から国に対して公費助成の継続を求める要望を提出しているが、妊婦検診への支援は少子化対策の充実に欠くことのできないものであり、ヒブワクチン等 3 ワクチンについても、厚生労働省において定期接種化に向けて予防接種法の改正が検討されていることから、国においてその必要性を踏まえた検討がなされるものと考えます。

したがって、本請願が求める助成継続の必要性は理解できるが、今後の国における検討の推移を見極めるのが適当であることから、「継続」を主張します。